

### 3. 「特許を受ける権利」と「特許権」

#### ■基本

「特許を受ける権利」は、発明を行った時点で（特許出願を行う前であっても）発明者に発生します。この「特許を受ける権利」は、譲渡可能な権利です。

発明者本人又は発明者から「特許を受ける権利」を譲り受けた者は、「出願人」として特許庁に出願を行うことができ、設定の登録がなされた時点で、「特許権」が付与されます。

大学が特許権の登録を行うためには、

|     |   |     |                   |
|-----|---|-----|-------------------|
| 発明者 | → | 大学  | 「特許を受ける権利」の譲渡     |
| 大学  | → | 特許庁 | 特許出願（大学が「出願人」になる） |
| 特許庁 | → | 大学  | 特許権の付与            |

という手順を踏む必要があります。

\* 「特許を受ける権利」は上述の通り譲渡可能な権利であり、譲渡の結果、発明者と出願人とが異なる者になっても問題はありません。例えば、承継判定により大学に承継されないこととなった発明につき、発明者は、自己が有する特許を受ける権利を第三者に譲渡することもできます。その場合、特許権を付与されるのは第三者になりますので、発明者には権利は付与されることはなく、たとえ発明者であっても、かかる特許発明を実施したり、特許権者以外の第三者に実施許諾（ライセンス）をすることは原則としてできないこととなります。

\* ただし、特許を受ける権利を譲渡したことにより、発明者が特許権者とはならない場合であっても、特許公報等の公的書類において当該発明の発明者として氏名が表示されます。

\* なお、ご参考までに、著作権法が保護対象としている著作物は、創作時に自動的に著作権が発生し、文化庁への申請・登録等の手続きは必要ありません。

#### ■関連条文

「特許を受ける権利」

◇特許法 第29条 第1項 本文

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

「特許権」

◇特許法

第66条 第1項

特許権は、設定の登録により発生する。